GIGAスクール「一人1台端末使用」に係るガイドライン

川上村教育委員会

1 配当機種(令和2年11月現在)

品名	規格	総数	配分		
			一小	二小	中学
Surface Go2 PentiumGold/ 8GB/SSD 128GB.EDU	日本マイクロソフト 1GF-00012	297	115	88	94
Surface Go タイプカバー	日本マイクロソフト KCN-00041	297	115	88	94

[プリインストール]

- *クライアントアクセスライセンス Windows Server CAL 2019 Academic Open Device CAL (日本マイクロソフト)
- *アプリケーション Microsoft365 Education GIGA Promo (日本マイクロソフト)
- *フィルタリングソフト InterSafe GatewayConnection (ALSI)
- *強制起動・シャットダウンシステム future瞬快1クライアントライセンス (富士通)

2 管理

- (1) 端末は、所定のキャビネットに収納し、使用時以外は施錠すること。
- (2) 端末は、全教育活動において、教職員の管理下で使用すること。
- (3) 固有の機種番号を児童・生徒に割振り、「管理簿」(様式1)を作成すると共に、同一機種を同一児童・生徒に使用させること。
- (4) 児童・生徒が端末を自宅に持ち帰り使用する際は、管理簿に貸与記録を付すこと。
- (5) モバイルルーターを児童・生徒の家庭へ貸与する際は、保護者に「モバイルルーター借用願」 (様式2) を提出させること。
- (6)端末の故障・破損については、「端末故障・破損報告書」(様式3)を速やかに教育委員会に提出すること。

3 運営

- (1) 校務分掌に担当係を設け、ICT教育に係るOJT・Off-JTを充実させ、教職員の指導力の向上を図ると共に、児童・生徒に個別最適化された学びを保証すること。
- (2) 児童・生徒が、機器の取扱い方法(衝撃・落下防止等)及び操作方法を習得し、主体的に活用できるように指導すること。
- (3) 端末使用と同時に、メディアリテラシーの向上を図ること。
- (4) 学習用ツールを含むソフトウェアの購入に際しては、導入した際の学習効果を明確にした上で「ソフトウェア等購入申請書」(様式4)を教育委員会に提出すること。
- (5) 文科省「学校現場における先端技術利活用ガイドライン」(令和2年度内に策定)を参照する こと。

4 その他

(1) 本ガイドラインは、村が配当する機器の更新、国等のガイドラインの見直し等に準じ、改訂を行う。

令和2年12月策定